

<今、学校図書館に関わる人=子どもと図書資料等の間に立つ人の役割>

○初めに

長知子です。甲南大学で、非常勤講師をしています。

司書教諭の資格取得を希望する学生に、「学校経営と学校図書館」、「読書と豊かな人間性」、「学習指導と学校図書館」、「児童サービス論」を指導しています。

茨木市で教員をしていました。茨木市の学校図書館部、三島地区学校図書館協議会、大阪府学校図書館協議会にも関わり仕事をしました。

三島地区学校図書館協議会は、茨木市・高槻市・吹田市・摂津市・島本町の4市1町の教員で読書する子どもたちを育てたいと、学校図書館の充実をねらいとして組織され、先輩の先生方の努力により古くから引き継がれてきました。かつて、私の母も吹田市から組織づくりに関わった一人です。当時の子どもたちを取り巻く読書環境は不十分で、母がポストの数だけ図書館をと教職員や保護者、地域に働きかけていたことを子どもながらに覚えています。中でも、読書感想文コンクールは、全国学校図書館協議会の感想文コンクールより先に実施が始まりました。また、それぞれの市町での研究実践を4市1町の教員が集う研究会で発表し合い交流し研修を積み重ねてきました。私も発表し指導助言をいただいた場です。また、三島地区学校図書館協議会で発表した実践を府市合同研究会や近畿学校図書館研究大会、全国学校図書館研究大会で発表したりしています。

○実践報告について

☆小学校の実践

茨木市の実践ということもあり、私も事前研究や研究授業に参加しました。

読書感想文の指導ですが、以前、読書感想文の指導についてある研究会で発表した際、読書感想文を書かせることが本嫌いを作ると言われました。本当にそうでしょうか。学生に聞くと嫌な宿題だったと言います。よく聞くと、休みの前に宿題として出され、書き方については指導がなかったようです。講義の中で同じ「読書感想文書き方ワークシート」を提示し説明をすると、これがあればもう少しましにかけたのにと話していました。読んで書く学習は国語科の総合力が問われる学習でもあります。

この実践は、読むことにも書くことにも思考ツールを活用しています。読み取ったことを年表に表し、記入項目を分類して移動可能な付箋に書き貼りました。また、自分の書くことも付箋に書き分類し並び変えました。作業をしながら比べたり考えたりすることは、思考を深め広げます。読み書きを関連させた一連の学びは大切です。今後、タブレットで思考ツールを使うことで、もっと有機的な学習活動ができるでしょう。

☆中学校の実践

大阪府教育庁の、「学校図書館を充実・活用するためのモデル校」の実践報告です。

中学校は教科の壁があり、学校全体で研究を進めるのが難しいといわれています。

本校は校長先生を中心に全校体制で、組織的に計画的に取り組んでいます。

これからの学校図書館や司書教諭の役割、子どもと本や資料の間に立つ人の姿が、見える実践でした。学校図書館が学び方を学ぶ場であり、利活用することが学力向上につながるものが共通理解されていることが心強いです。

大阪府教育庁はこのようなモデル校を大阪府下に 20 校指定し、学校図書館利活用を進める学校作りを進めています。予測不可能な時代を生きる力を育てようとしています。

○学校図書館法

大学の講座で初めに指導するのは、学校図書館法です。

1953 年に制定されました。学校図書館に関わっている皆さんはご存知と思いますが、制定された当時、諸般の事情で司書教諭は当分の間おこななくていいとされていました。

戦前学校図書館は、学校の教育活動に参画できる位置づけではありませんでした。戦後、民主主義教育改革の中で学校図書館が制度化されました。学校図書館法は、学校図書館の基本となるもっとも重要な法規です。学校図書館の教育的意義や経営、管理の原則もここから導き出されています。学校図書館法施行規則の学校図書館設置義務規定を受けた学校図書館法には、学校図書館の目的・設置義務・定義・運営・司書教諭発令義務などが規定されています。

法改正により、平成 14 年に司書教諭の配置が義務化され、平成 27 年に学校司書の配置が努力義務になりました

☆学校図書館法

①第 1 条・・・学校図書館法の目的

この法律は、学校図書館が学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。
◎教育活動の中核的施設であり、なければ教育目標の実現が不可桜という学校図書館の高い理念と位置づけをしました。

②第 2 条・・・学校図書館の定義や目的、その教育的機能を規定

学校の今日一過程に展開に寄与すること

児童又は生徒の健全な教養を育成すること

◎本来的な学校図書館の在り方が、戦後教育改革の中で明言されました。

③第 3 条・・・学校図書館の設置義務を規定

学校には、学校図書館を設けなければならない

◎極めて重要な項目

④第4条・・・学校図書館の運営について規定

1～5

⑤第5条・・・司書教諭発令義務

学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるために司書教諭を置かなければならないと司書教諭制度を規定

⑥第6条・・・学校司書配置の努力義務

◎各自治体で、学校司書、支援員、ボランティアなどで対応しています。

○学校図書館の機能と役割

学校図書館の利活用の意義

- ・確かな学力の育成には、言語活動や探求的な学習の充実が必要。
- ・読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくこと
- ・活動の充実のため、学校図書館3機能の充実と利活用を進める

学校図書館の3機能

読書センター・・・児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味関心等を豊かな心や、人間性、教養を、創造力を育む、学校における読書活動の推進や読む力の育成

学習・情報センター・・・児童生徒の自発的・主体的な学習活動の支援をしたり、授業内容を豊かにして理解を深めたりする。

児童生徒や教員の情報ニーズに対応し、児童生徒の情報収集・選択・活用能力を育成する。授業のねらいに沿った資料の整備、各教科等の学習支援、情報活用能力育成のための授業支援。

<今、学校図書館に関わる人=子どもと図書資料等の間に立つ人の役割>

学校図書館を利活用して予測不可能な時代を生きる力を育てる

学校図書館を必要としない教育から学校図書館がなくては実現できない教育への転換が必要⇒「主体的 対話的 深い学び」

○学校教育のねらいと学校図書館＝学習指導要領・総則

「知識基盤社会」、「高度情報化社会」、「生涯学習社会」「発展持続可能社会を」を生き抜く力を育てる。

新しい知識、情報、技術が政治、経済、文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤となる社会においては、「生きる力」の育成を基本理念としている。

「主体的、対話的、深い学び」の実現に向けた授業改善

幅広い知識・柔軟な思考力・創造性を学校教育において踏まえる

児童生徒の主体的な実践的活動を中心においた学習

自ら課題を探究し、未知の問題に対して柔軟かつ総合的に判断して解決する意欲に富む

国民の育成

学校図書館を利活用した学びを育てる。

○GIGAスクールと学校図書館

文部科学省・・・2019「学校教育の情報化に関する法律」の制定

GIGAスクール構想の発表

☆児童生徒1人1台タブレットを実現する施策

- ・端末と高速大容量通信ネットワークの整備
- ・デジタル教科書やデジタルコンテンツの整備や活用
- ・指導スキルの向上や外部人材の活用

コロナの感染拡大により、学校現場は一人1台のタブレット配布などにより、ネットワークの整備は進み、web授業も進められています。また、授業の中で書く、調べる、交流するなど活用し授業改善が進められています。デジタル教科書も配布されます。

それに伴い学校図書館にデジタルコンテンツを活用した電子図書コーナーを作ったり、近隣の学校とネットワークを結び電子図書館を作ったりする学校や自治体も出てきています。

進めるうえでの課題は、電子コンテンツ購入予算を図書購入予算でどうするかです。

また、児童生徒が授業などで使いこなせるように指導する指導者のスキルの向上も課題です。

○読む力、書く力、思考ツール

読む力、書く力が衰えていると言われています。AIに読解力が劣るといいう書物も出ています。それは、言語能力が十分身につけていないということで、これからの学びに必要なコミュニケーション能力が不十分だということです。国語科で多様な資料を取り入れ読み慣れを図り、読みの質と量を高める読解読書指導が必要です。

また、読むこと、書くことは別々に学ぶより、相互に関連させた学びが有効です。

実践報告のように、読むときに思考ツールのカードや表を使い、書くときにそのツールを使うという読み書き関連学習は学びを深め定着させます。またその力はコミュニケーション、発信力を高めます。思考ツールは、様々なパターンがあり、ネットで確認できます。教材に合ったツールを見つけて活用してください。

今後、思考ツールもタブレットや電子黒板などのデジタルツールを使うことにより、より広く深い効果的な学びができます。

<これからの学校図書館に関わる人の役割>

☆学校図書館ガイドライン（文部科学省）を基本に

○学校図書館法第2条にある、「学校の教育課程の展開に寄与する」、「児童又は生徒の健全な教養を育てる」という目的を実践する。

予測不可能な時代を生きる力を育てる「主体的、対話的、深い学び」の場＝学校図書館

○読書活動の推進

- ・子どもと図書資料等をつなぐ取り組み・仕掛け
- ・朝読、読み聞かせ、ビブリオバトル、本の帯づくり、読書カード
- ・受け手から発信する側に

○子どもたちの居場所づくり

- ・朝から放課後まで開館、いつでも利用できる図書館
- ・豊かに過ごせる雰囲気づくり

○学び方を学ぶ場として環境整備、図書資料、多様なメディアの充実

- ・図書館に行ったらわかるという経験を増やす
- ・子ども、教職員のニーズに合った資料の充実
- ・デジタル図書の充実とタブレット活用
- ・SDGsに関する資料

※京都教育大学附属桃山小学校の実践

○国語科を中心に多様な教科領域で、読解力や言語活用能力、コミュニケーション力を育成する。

○地域や公共図書館等との連携

- ・図書資料、デジタル情報等の相互貸借
- ・公共図書館が調べ学習用のパスファインダーを作成しているのを学習に利用
- ・人的物的交流

※長野県長野市公共図書館の取り組み

○行政の情報を活用する

※大阪府教育庁ホームページ

市町村教育室小中学校課

- ・「スクールエンパワメント推進事業 学校図書館充実・活用するためのモデル校」
- ・学校図書館年間計画モデル例
- ・学校図書館を活用した授業実践例（小学校・中学校）
- ・読書活動フォーラム

市町村教育室地域教育振興課

OSAKA PAGE ONE（大阪府子ども読書活動推進普及啓発）

- ・大阪府オーサービジット事業
- ・えほんのひろば事業
- ・おすすめ本
- ・お菓子と一緒に絵本を楽しもう

○終わりに

学校図書館を利活用する学びをより進めるには、まず仲間を作ることです。学年で、校内で、市で、府で、全国で同じ思いを持つ人とつながることが大切です。子どもたちのために何をすればいいか、それこそ「主体的、対話的、深い学び」を実践して最善解を求めること、助け合うことが大切です。教職員だけでなく立場の違う多様な人とつながることで新しい発想が生まれ、工夫が生まれます。学校図書館の研究は、昔から「学際」と言われていました。

また、身近な研究会、近畿大会や全国大会に参加し、先進校や地域の取り組みを学び、自校や仲間と共有し実践研究することも大切です。図書館に関わる人は、研修会や図書資料などの情報を教職員に提供する役割もあります。身近にある研究会を大切に育て繋ぐことも自主的に研究する上で大切です。

学校図書館は、戦後、図書も部屋もないところから作り出し、積み上げてきた先輩方の思いが詰まっているように感じます。司書教諭は兼務ですし学校司書もまだ努力義務です。仕事を続けるには大変ですが、何もないところから続けてきた先輩の思いを子どもたちのためにつないでほしいと思います。

子どもたちにどのような力を育てて社会に送り出すのか。学校図書館を利活用することにより主体的な学びを身に付け、予測不可能な時代を生き抜く力を持つ人に育ててほしいと思います。

<図書紹介>

- 「A I VS 教科書が読めない子どもたち」 新井紀子 東洋経済新聞社 1568
[A I に負けない子どもを育てる] 新井紀子 東洋経済新聞社 1600
- 「深い学びで生かす 思考ツール」 田村学・黒上晴夫 教育技術MOOK 1650
- 「本の世界をめぐる冒険」 ナカムラクニオ NHK出版 670
- 「書くことの本質をめぐり多様なアプローチ —自己認識としてのメディア・リテラシーをめざして」 松山雅子 溪水社 2650